

農業インフラに関する業務プロセス転換のための データ変換・統合の自動化技術と デジタルプラットフォームの開発

(1) 事業概要

農業インフラ（農地・農業水利施設等）の各種データ（測量、設計データ等）はデジタル化が進められているものの、異なる主体（国、県、市町村等）によって重層的に実施される農業農村整備事業の中で調査・計画・設計・施工・維持管理の業務毎や施設毎に異なる様式で格納されている場合が多いです。

このため、①施設の集約や再編、統廃合、②流域治水の一環として取り組む湛水被害等の防止、③農機の自動走行、広域 ICT 水管理等のスマート農業の推進等、地区内で分散する異種の農業インフラを対象とする農業農村整備事業における各業務では、その都度、手動による各種データの収集と前処理に多大な労力と時間を要しています。行政機関や民間企業の技術者の業務を省力化・効率化するため、これらのデータを関係者が円滑に共有・流通・活用できるよう、自動でデータを変換・統合する技術が求められています。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア 研究開発の具体的内容

農業インフラに関する業務プロセス転換し、行政機関や民間企業の技術者の業務を省力化・効率化するために、以下の3課題を推進します。

個別課題① 農業インフラデータ変換・統合の自動化技術の開発

地区内で分散する異種の農業インフラのデータについて、各種の農業農村整備事業における調査・計画・設計・施工・維持管理に活用するための変換・統合技術とそれらのプロセスを自動化する技術を開発します。

個別課題② 農業インフラデジタルプラットフォームの開発

変換・統合されたデータが関係者によって円滑に共有・流通・活用される「農業インフラデジタルプラットフォーム（以下、農業インフラ DP）」を開発します。

個別課題③ 既存のデータ共有システムやデジタルプラットフォーム等との連携技術の開発

農業インフラ DP と既存のデータ共有システムやデジタルプラットフォーム等を連携して活用する技術を開発します。

イ 研究開発等の目標

令和7年度までに、

- ・個別課題①では、国営農業農村整備事業等の調査・計画・設計・施工・維持管理における業務の省力化・効率化を図ります。
- ・個別課題②では、ICT水管理（SIPⅠ期成果）や農機の自動走行のための技術（SIPⅡ期成果）のスマート農業への導入の加速化を図ります。
- ・個別課題③では、SIPⅢ期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」のデジタルツインと連携して Society 5.0 が目指す「未来のまち」の創造等の検討を可能とします。

ウ 社会実装の目標

- ・国営農業農村整備事業実施地区から選定したモデル地区を対象とする実証試験結果から、業務プロセスに対して農業インフラ DP を活用するガイドラインの導入計画を立案するとともに、普及させて横展開を図ります。
- ・行政機関、土地改良区、民間企業、研究機関など、農業インフラに関連する団体を対象に、農業インフラ DP を用いた実地型の研修を実施し、人材育成の実証を行います。

エ 研究実施期間（予定）

令和5年度～令和7年度（3年間）

オ 令和5年度の委託研究経費限度額

149、800千円

〈留意事項〉

- ・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。
- ・研究実施期間終了後の農業インフラ DP とその活用のためのガイドライン等の普及に向けた取組へと円滑に繋がるよう、研究グループには国立研究開発法人を含めることとし、研究期間内に農林水産省と連携して農業インフラ DP の実証を行ってください。
- ・実証試験を行う場合、その計画において実施地区について明記してください。
- ・農業インフラ DP のガイドライン等は、行政機関や民間企業の技術者等が活用しやすいものとなるよう、十分に留意してください。
- ・提案書において、開発する農業インフラ DP の導入・維持管理コストを明記してください。また、農業インフラ DP の普及に向けた方策を明記してください。
- ・別紙3-2のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。また、土地改良区等からデータの提供を受ける際には、「農林分野における AI・デ

一タに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

(3) 委託件数

原則1件とします。

(4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○ 公募研究課題について

農林水産技術会議事務局 研究統括官室 担当者 浪平、尾崎

TEL : 03-3502-2549

「農業インフラに関する業務プロセス転換のためのデータ変換・統合の自動化技術と
デジタルプラットフォームの開発」
の公募に係る審査基準

| 審査項目 | 審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 | |
|---|--|--|
| 研究開発の趣旨 A（5点） B（3点） C（1点） D（0点） | 農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実施する重点課題の実現に資するものとなっているか。 | A：十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 B：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 C：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 D：ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。 |
| 研究開発計画 A（10点） B（7点） C（3点） D（0点） | 農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の達成に向けて十分な内容となっているか。 提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科 | A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。 A：科学的・技術的に優れている。 B：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>学的・技術的に優れているか。</p> | <p>も見受けられない。 C：やや不十分な点が見受けられる。 D：科学的・技術的に劣っている。</p> |
| | <p>提案の研究開発内容に実現可能性があるか。</p> | <p>A：十分実現可能性が高い。 B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p> |
| <p>研究開発体制 A（10点） B（7点） C（3点） D（0点）</p> | <p>提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む）。</p> | <p>A：十分な技術能力及び設備を有している。 B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p> |
| | <p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。</p> | <p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。 B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | |
| <p>研究開発経費</p> <p>A (10点)</p> <p>B (7点)</p> <p>C (3点)</p> <p>D (0点)</p> | <p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p> | <p>A : 十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B : 一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C : 適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D : 予算配分が明らかに非効率である。</p> |
| <p>情報管理実施体制</p> <p>A (5点)</p> <p>B (3点)</p> <p>C (1点)</p> <p>D (0点)</p> | <p>本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。</p> | <p>A 特に優れた体制を有している。</p> <p>B 十分な体制を有している。</p> <p>C 十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。</p> <p>D 十分な体制を有していない。</p> |
| <p>技術の普及可能性</p> <p>A (10点)</p> <p>B (7点)</p> <p>C (3点)</p> <p>D (0点)</p> | <p>研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。</p> | <p>A : 実現の可能性が十分高いと考えられる。</p> <p>B : 実現の可能性が高いと考えられる。</p> <p>C : 実現の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D : ほとんど実現が見込まれない。</p> |

<加算基準>

| 加算項目 | 加算基準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。 | |
|----------------|------------------------------|--|
| 環境負荷低減事業活動の促進等 | 環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。 | コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境 |

| | | |
|------------------|---|--|
| | | <p>負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合</p> <p style="text-align: right;">5点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 |
| スタートアップの推進 | コンソーシアムに日本に登録されている中小企業者が含まれているか。 | 含まれている場合 5点 |
| 中山間地域における取組 | 研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。 | 含まれている場合 5点 |
| ワーク・ライフ・バランス等の推進 | ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（1）～（3））の法令に基づく認定を受けているか。 | <p>（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3 <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定企業 5点※4 ・くるみん認定企業（令和4年4月1日以降の基準） 3点※5 ・くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 3点※6 ・トライくるみん認定企業 3点※7 ・くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準） 2点※8 <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定</p> <p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く）</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p> <p>(3) 青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定企業 4点 <p>※9 各研究機関等が(1)～(3)のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う(最高5点)。また、研究グループ(コンソーシアム)で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。</p> <p>※10 各研究機関等が(1)～(3)のどれにも該当しない場合は0点とする。</p> |
|--|--|---|